

消防ボランティアについて

東京消防庁防災部防災課

はじめに

阪神・淡路大震災以降、多くの人々の間で、救助や救急、医療、通訳等さまざまな領域に関わるボランティア活動について議論が交わされ、新たに幾つかのボランティア団体が結成される等、地震等の大規模災害時におけるボランティア活動の重要性が、社会一般に再認識されるようになってきています。

このような状況を踏まえ、ここでは地震被害の軽減と拡大防止等を図ることを目的に実施している東京消防庁災害時支援ボランティアについて、また消防機関と消防ボランティアとの連携等について述べたいと思います。

1. 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁では、都内に発生した地震災害に対して、当庁と専門的な知識・技術を有するボランティアとが、連携して災害防除活動等にあたることで地震被害の軽減、拡大防止等を図ることを目的とし、平成6年9

月から消防ボランティアの募集を一部の署において開始するとともに、平成7年7月7日から全署において制度の導入と育成を図っています。

(1) 活動内容

震災時、登録先の署に自主参集したボランティアは9次のような活動を消防職員の指揮のもと実施します。

- ・ 応急救護活動
- ・ 消火活動の支援
- ・ 救助・救出活動の支援
- ・ 火災調査支援
- ・ 危険物施設等の安全確保支援
- ・ 消防用設備等の機能確保支援

(2) 募集対象

18歳以上 65歳未満の東京都民の方で、次のいずれかの技能を有する方

- ・ 消防機関等が実施する応急救護に関する講習を修了された方
- ・ 日本赤十字社の行う日赤救急員の資格を取得されている方
- ・ 危険物取扱者、消防設備士等の資格を有する方
- ・ 過去に消防職員、消防団員等の経験のある方



写真 講習の様子

(3) 講習と訓練

- ・初級講習(実施中)
「登録者全員を対象に、基本的な消防ボランティア活動等に関する講習」
- ・中級講習(平成8年度以降)
「希望者を対象に、各種専門知識・技能等の習得及びサブリーダー育成のための講習」
- ・上級講習(平成9年度以降)
「希望者を対象に、高度な専門知識・技能等の習得及びリーダー(コーディネーターを含む)育成のための講習」
- ・予防関係講習(平成8年度以降)
「火災調査支援、危険物施設等の安全確保支援及び消防用設備等の機能確保支援の実施要領の習得のための講習」
- ・訓練(実施中)
「防災とボランティアの日」、 「防災の日」等を中心に技能等の維持・向上を目指した訓練」

(4) 登録目標及び登録状況

・17,000名(平成10年度まで)

・5,343名(平成8年2月末現在)

(5) 東京消防ボランティアセンター

・平成7年9月29日設置

・谷清会長(前国立市長)

2. 消防ボランティアとの効果的な連携

消防ボランティアとの連携を効果的にするためには、事前の連絡・調整と事前の育成が不可欠となります。

(1) 連絡・調整と受け入れ体制の確立

大規模地震時等においては、消防署、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織そしてボランティアらが有機的・総合的に連携した効果的な防災活動が期待されます。しかしながら、不特定多数のボランティアが個別に活動を行うことは、効果的な支援活動とされない可能性があります。

そこで、消防機関は消防ボランティアとの連絡・調整を事前に行うとともに、受け入れ体制を確立しておく必要があります。

災害発生時に、活動を申し込んでくるボランティアには、大別して突発的な応急支援型と事前の連絡・調整(登録)型が考えられます。そのため応急支援型に対しては、混乱を避け、近隣の消防機関等による間接的に受け入れる方法等をとるべきと考えられ、事前の連絡・調整(登録)型では、混乱のおそれの少ない直接的な受け入れが期待されま

す。

(2) 消防ボランティアの育成

消防ボランティアは、消防活動等に係わる専門知識・技能を有していること、また、組織的活動のためのリーダーの存在、そして消防機関と連絡・調整するコーディネーターの存在が不可欠となります。

そのため、専門知識・技能の習得と向上のための講習、リーダーやコーディネーターの育成のための講習、また技能の維持・向上のための定期的訓練等を内容とする育成が必要となります。

3. 国や県における消防ボランティアの動向

(1) 災害救援ボランティア(自治省消防庁)

自治省消防庁は、次のような内容を通知(「災害救援ボランティアの研修への協力等について」平成7年10月18日)し、災害救援ボランティアの育成を図っています。

大規模地震等の発生時においては、消防機関の活動と合わせて、ボランティアによる災害救援活動が行われることが望ましいことから、災害時に災害救援活動を行うボランティアの研修について、消防機関としても必要な協力を行うとともに、災害発生時においてボランティアと消防機関との間で十分連携のとれた効率的な活動が行われるよう、平時においてもボランティアに対し、適切に対応することが必要としています。

(2) 災害救援専門ボランティア(兵庫県)

平成8年1月17日、兵庫県は救急・救助の専門家400名を含む約1,000名の災害救援専門ボランティア制度を創設し、県内外の災害に対し救援活動を行うものとしています。

